

【施行令改正の内容とその影響】

① 公立小学校等

- 都は、建築物バリアフリー条例にて学校を特別特定建築物に追加し、かつバリアフリー基準（施行令）の一部を強化している。
- 今回の施行令改正で、公立小学校等が特別特定建築物に追加された。（令和2年10月2日改正公布、令和3年4月1日施行）

公立小学校等については施行令の基準が適用され、条例の強化基準が適用されなくなる。

条例においてこれまで通りの基準が適用されるよう、読み替え規定を整備する。

（条例施行日 令和3年4月1日）

② 小規模特別特定建築物

- 都は、建築物バリアフリー条例で、学校、病院、官公署、社会福祉施設等について、すべての規模をバリアフリー基準（施行令）への適合義務の対象とし、かつ基準の一部を強化している。
- これまでバリアフリー基準は規模によらず一律であったが、今回の施行令改正で、自治体が500㎡未満を適合義務の対象と定めた場合の基準が新たに設定された。（令和2年12月9日改正公布、令和3年10月1日施行）

500㎡未満の学校、病院、官公署、社会福祉施設等については施行令の新たな基準が適用され、従来の施行令の基準が適用されなくなる。

条例においてこれまで通りの基準が適用されるよう、規定を整備する。

（条例施行日 令和3年10月1日）

【バリアフリー法の概要】

特定建築物（多数の者が利用する建築物）

例：学校、事務所、共同住宅

→ バリアフリー基準（施行令）への**適合努力義務**

特別特定建築物（不特定多数 又は 主として高齢者、障害者等が利用する建築物等）

例：特別支援学校、病院、社会福祉施設等

→ バリアフリー基準（施行令）への**適合義務**
（法では2,000㎡以上を対象）

条例により次の措置が可能

1. 対象規模の引下げ
2. 基準の強化
3. 特別特定建築物に特定建築物を追加

	バリアフリー基準（施行令）		条例の強化基準
	改正前 改正後	すべての規模 500㎡以上 500㎡未満(新設)	
移動等円滑化 経路	道等から利用居室まで 段差なし	同左	（施行令基準と同じ）
	多目的便房から利用居室まで段差なし	（規定なし）	（施行令基準と同じ）
	障害者駐車場から利用居室まで段差なし	（規定なし）	（施行令基準と同じ）
廊下幅	120cm	90cm	140cm
階段	踊り場を除き手すりの設置	（規定なし）	踊り場に手すり設置 階段幅120cm 蹴上18cm 踏面26cm

※一部基準を抜粋している